

### 仏民覆義契約法抜粋

---

(出版者 / Publisher)

和佛法律学校

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

和佛法律学校講義録 / 和佛法律学校講義録

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

46

仙  
西復  
聖得  
法按  
萃

明治廿二年八月廿九日



0101

契約法  
判事考別

廿二年八月廿九日

(1) 契約の成立  
契約の成立は、法律上の原因なくして、強制力をもつてなされることをいふ。法律上の原因とは、債権の発生、消滅、移転、変更等に関する法律上の原因をいふ。法律上の原因なくしてなされる契約は、強制力をもつてなされるが、法律上の原因がある契約は、強制力をもたない。法律上の原因がある契約は、法律上の原因に基づいて強制力をもたない。法律上の原因がある契約は、法律上の原因に基づいて強制力をもたない。

(2) 契約の履行  
契約の履行は、契約の目的を達成するために、債務者が債権者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の履行は、契約の目的を達成するために、債務者が債権者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の履行は、契約の目的を達成するために、債務者が債権者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の履行は、契約の目的を達成するために、債務者が債権者に履行すべき義務を負ふことをいふ。

(3) 契約の消滅  
契約の消滅は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の消滅は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の消滅は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の消滅は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。

(4) 契約の無効  
契約の無効は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の無効は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の無効は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の無効は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。

(5) 契約の解除  
契約の解除は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の解除は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の解除は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の解除は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。

(6) 契約の譲渡  
契約の譲渡は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の譲渡は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の譲渡は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。契約の譲渡は、契約の目的を達成するために、債権者が債務者に履行すべき義務を負ふことをいふ。





三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

三 事... 二 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...

事... 事... 事...



四款

到所ノ不備なり、依リ生ズ。故云。略。一。  
(1) 又、到所ノ不備ナリ、依リ生ズ。故云。略。一。  
此ノ意ニテ、  
凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

(1) 凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

(2) 凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

(3) 凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、

(4) 凡ソ、  
一、  
二、  
三、  
四、





○ 運期しん 刺子 信之 今年 未信 信之 名之 之 元金 加ハ 以テ 中 刺子 生 之 丁 以テ 中  
○ 海州 少年 白布 信之 中 之 信之 刺子 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所  
○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所

○ 上地 信之

○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所  
○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所

(五) 叙

叙の解

○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所  
○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所

(六) 叙

叙の解

○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所  
○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所

○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所  
○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所

(1)

○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所  
○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所

(2)

○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所  
○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所

○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所  
○ 海州 少年 信之 信之 信之 中 之 信之 生 之 丁 以テ 中 入 教 一 馬 在 所





予書に... 既經... 惟期... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

○九ノ事... 既經... 惟期... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

其ノ事... 既經... 惟期... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

其ノ事... 既經... 惟期... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

○一物... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

其ノ事... 既經... 惟期... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

其ノ事... 既經... 惟期... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

其ノ事... 既經... 惟期... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

其ノ事... 既經... 惟期... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

○カ七... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

其ノ事... 既經... 惟期... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

其ノ事... 既經... 惟期... 既經... 惟期... 既經... 惟期...

○ 凡て 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

○ 凡て 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」  
○ 凡て 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」  
○ 凡て 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

○ 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(一) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(二) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(三) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(四) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(五) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(六) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(七) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(八) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(九) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(十) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(十一) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(十二) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(十三) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(十四) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(十五) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(十六) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(十七) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(十八) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(十九) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」

(二十) 借 取 ノ 解 除 係 包 含 之 事 也 「 千 五 百 四 十 年 」



○二物中、一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二  
 〇扱一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二  
 〇扱一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二

(2)

- 扱一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二
- (一) 二物中、一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二
  - (二) 二物中、一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二
  - (三) 二物中、一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二
  - (四) 二物中、一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二

扱一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二

扱一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二

(3)

- (一) 二物中、一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二
  - (二) 二物中、一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二
  - (三) 二物中、一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二
  - (四) 二物中、一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二
  - (五) 二物中、一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二
- 扱一物を賣り、他物の上の代金(指法)を賣り易物と為さざる(十九日) 扱十一年、引引二



(4) 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

○ 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

○ 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

○ 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

(四) 連世帯義教カ

(1) 折柄 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

○ 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

(二) 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

(三) 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

(四) 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

(二) 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

○ 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

○ 折柄の八里を自ら折るとして物保、年中は置置其の折柄に百圓を貸しては又  
 折柄と他表平、多額を折柄に返す

④ 元金の利子を生かす(利子生かす) 元金の中身も利子に作り直し  
利子に作り直し 利子生かす 元金の中身も利子に作り直し  
利子に作り直し 利子生かす 元金の中身も利子に作り直し

三 元金の利子

① 總論

(元金) 元金とは何ぞや 元金とは何ぞや 元金とは何ぞや

(2)

元金とは何ぞや 元金とは何ぞや 元金とは何ぞや

(3)

元金とは何ぞや 元金とは何ぞや 元金とは何ぞや

元金とは何ぞや 元金とは何ぞや 元金とは何ぞや

元金とは何ぞや 元金とは何ぞや 元金とは何ぞや

元金とは何ぞや 元金とは何ぞや 元金とは何ぞや

元金とは何ぞや 元金とは何ぞや 元金とは何ぞや

元金とは何ぞや 元金とは何ぞや 元金とは何ぞや

元金とは何ぞや 元金とは何ぞや 元金とは何ぞや

○我が主が我が小敵を保護し、我が主を助す

(4) 権利を以て争ふときは時違滞りなき之を討取之べきは排他権也 (或は排他権法)

○排他権法とは、法無規定なきに、我が主の性質より生ずるべき、自衛権を一人、対別他人を以て争ひ、之を専ら我が主の利益とするに在る排他権法也

○我が主の性質より生ずる排他権法は、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

三、排他権法

○我が主の性質より生ずる排他権法は、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

○我が主の性質より生ずる排他権法は、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

三、他種ノ排他権

○他種ノ排他権とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

○他種ノ排他権とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

三、排他権法

○排他権法とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

○排他権法とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

○排他権法とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

○排他権法とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

○排他権法とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

○排他権法とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

○排他権法とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

○排他権法とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

○排他権法とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。

排他権法とは、  
正法より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。又、我が主の性質より生ずるときは、専ら一人の利益に止るべきは、排他権法なり。







三ノ本條 親屬等一人ノ因出職者ハ他ノ者ニ對シテ係屬則チ不ク其有之他ノ  
出職者ニ對シテハ是也

以上ノルハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

例四 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

例五 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

(六) 出代自來水

出代自來水ノ事

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例六 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例七 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例八 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例九 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例十 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例十一 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例十二 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例十三 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例十四 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例十五 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例十六 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

(五) 出代自來水

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例十七 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例十八 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例十九 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

○出代自來水ノ事ハ此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之  
例二十 此ノ例ニ依リテ之ヲ定メテ其有之者ニ對シテ之

一節 船ノ形

(1) 船

○自然多事ト云ハ、船ノ形ニシテ、上ニ有ルハ、下ニ有ルハ、一ニ有ルハ、二ニ有ルハ、又、  
又、一時、船ノ形、自然多事ナリト云フ  
○凡ソ、上ニ有ルハ、下ニ有ルハ、一ニ有ルハ、二ニ有ルハ、又、  
又、一時、船ノ形、自然多事ナリト云フ  
○凡ソ、上ニ有ルハ、下ニ有ルハ、一ニ有ルハ、二ニ有ルハ、又、  
又、一時、船ノ形、自然多事ナリト云フ

(2)

○自然多事ト云ハ、船ノ形ニシテ、上ニ有ルハ、下ニ有ルハ、一ニ有ルハ、二ニ有ルハ、又、  
又、一時、船ノ形、自然多事ナリト云フ  
○凡ソ、上ニ有ルハ、下ニ有ルハ、一ニ有ルハ、二ニ有ルハ、又、  
又、一時、船ノ形、自然多事ナリト云フ  
○凡ソ、上ニ有ルハ、下ニ有ルハ、一ニ有ルハ、二ニ有ルハ、又、  
又、一時、船ノ形、自然多事ナリト云フ

一節 船ノ形

(1) 船

○自然多事ト云ハ、船ノ形ニシテ、上ニ有ルハ、下ニ有ルハ、一ニ有ルハ、二ニ有ルハ、又、  
又、一時、船ノ形、自然多事ナリト云フ  
○凡ソ、上ニ有ルハ、下ニ有ルハ、一ニ有ルハ、二ニ有ルハ、又、  
又、一時、船ノ形、自然多事ナリト云フ  
○凡ソ、上ニ有ルハ、下ニ有ルハ、一ニ有ルハ、二ニ有ルハ、又、  
又、一時、船ノ形、自然多事ナリト云フ









(7) 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事

(一) 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事  
(二) 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事  
(三) 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事

(8) 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事

二 代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事

代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事  
代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事  
代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事

(1) 代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事

代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事  
代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事  
代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事

(2) 代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事

代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事  
代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事  
代位 形(一) 乃 地 於 了 中 之 亦 之 乎 一 十二 乃 七 事



「手代位」越後縣...  
代位ノ源...  
三手代位ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

○「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...  
「手代位」ノ義...

九月七  
(87)

(三) 刑罰

刑罰、刑罰

千二百五十三條

刑罰ヲ科スルニ付テハ其ノ刑ノ輕重ハ其ノ罪ノ輕重ニ依リテ定ムルコトヲ要ス  
刑罰ノ種類ハ死刑・懲役・禁錮・罰金ニシテ之ニ限リテ可キ  
刑罰ノ執行ハ其ノ刑ノ種類ニ依リテ定ムルコトヲ要ス

(1)

死刑、死刑

死刑ハ生命ヲ奪フル刑ニシテ其ノ執行ハ死刑執行官ニ依リテ之ヲ行フコトヲ要ス

死刑ノ執行ハ其ノ刑ノ種類ニ依リテ定ムルコトヲ要ス

死刑ノ執行ハ其ノ刑ノ種類ニ依リテ定ムルコトヲ要ス

(2)

懲役、懲役

懲役ハ自由ヲ奪フル刑ニシテ其ノ執行ハ懲役執行官ニ依リテ之ヲ行フコトヲ要ス

(3)

禁錮、禁錮

禁錮ハ自由ヲ奪フル刑ニシテ其ノ執行ハ禁錮執行官ニ依リテ之ヲ行フコトヲ要ス

禁錮ノ執行ハ其ノ刑ノ種類ニ依リテ定ムルコトヲ要ス

(四) 刑罰ノ執行

刑罰ノ執行

刑罰ノ執行ハ其ノ刑ノ種類ニ依リテ定ムルコトヲ要ス

刑罰ノ執行ハ其ノ刑ノ種類ニ依リテ定ムルコトヲ要ス

刑罰ノ執行ハ其ノ刑ノ種類ニ依リテ定ムルコトヲ要ス

刑罰ノ執行ハ其ノ刑ノ種類ニ依リテ定ムルコトヲ要ス

(1) 刑罰ノ執行

刑罰ノ執行ハ其ノ刑ノ種類ニ依リテ定ムルコトヲ要ス

刑罰ノ執行ハ其ノ刑ノ種類ニ依リテ定ムルコトヲ要ス

刑罰ノ執行ハ其ノ刑ノ種類ニ依リテ定ムルコトヲ要ス





三 寄託物 寄託物とは、他人の財産を自己の利益のために管理することをいふ。

(3) 金銭の貸付 不確実な目的の金銭の貸付

金銭の貸付は、借主の利益のために貸主が金銭を貸すことである。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

注意 借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

又、借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

〇 押当金 押当金とは、債権の担保として金銭を預けることである。

押当金は、債権の担保として金銭を預けることである。押当金は、債権の担保として金銭を預けることである。

(五節) 則ち、

則ち、借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

(1) 借主の利益 借主の利益とは、借主が金銭を借ることである。

借主の利益とは、借主が金銭を借ることである。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

(2) 借主の利益 借主の利益とは、借主が金銭を借ることである。

借主の利益とは、借主が金銭を借ることである。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。借主は、借主の利益のために金銭を管理する義務を負う。

十三 多事ノ不事ノ理也

十四 多事ノ不事ノ理也

十五 多事ノ不事ノ理也

十六 多事ノ不事ノ理也

十七 多事ノ不事ノ理也

十八 多事ノ不事ノ理也

十九 多事ノ不事ノ理也

二十 多事ノ不事ノ理也

二十一 多事ノ不事ノ理也

二十二 多事ノ不事ノ理也

二十三 多事ノ不事ノ理也

二十四 多事ノ不事ノ理也

二十五 多事ノ不事ノ理也

二十六 多事ノ不事ノ理也

二十七 多事ノ不事ノ理也

二十八 多事ノ不事ノ理也

二十九 多事ノ不事ノ理也

之備中... (3) 更政... (4) 更政... (5) 更政...

(3)

更政... (4) 更政... (5) 更政...

(4)

更政... (5) 更政...

(5)

更政... (5) 更政...



(3)

。新制の五福の... 一、五福の第一、長壽。二、富貴。三、康寧。四、好合。五、多子。

(2)

。新制の五福の... 一、長壽。二、富貴。三、康寧。四、好合。五、多子。

(1)

。新制の五福の... 一、長壽。二、富貴。三、康寧。四、好合。五、多子。





○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...

○千二百九十九條の可報... 債権人ノ有る事...



五、訴上如何

本州の各支庁、府、市、町、村、に於ては、地方自治法に基き、地方自治の原則を以て、地方自治体の組織、運営、及び地方自治の発展に努むるべきこととす。又、地方自治体の組織、運営、及び地方自治の発展に努むるべきこととす。又、地方自治体の組織、運営、及び地方自治の発展に努むるべきこととす。

(五) 混同

(1)

混同とは、異なるものを同一と見做すことである。

混同は、異なるものを同一と見做すことである。混同は、異なるものを同一と見做すことである。混同は、異なるものを同一と見做すことである。

混同は、異なるものを同一と見做すことである。混同は、異なるものを同一と見做すことである。混同は、異なるものを同一と見做すことである。

(2)

混同は、異なるものを同一と見做すことである。

混同は、異なるものを同一と見做すことである。混同は、異なるものを同一と見做すことである。混同は、異なるものを同一と見做すことである。

混同は、異なるものを同一と見做すことである。混同は、異なるものを同一と見做すことである。混同は、異なるものを同一と見做すことである。

○千三百一系

千三百一系は、異なるものを同一と見做すことである。千三百一系は、異なるものを同一と見做すことである。千三百一系は、異なるものを同一と見做すことである。

(4)

千三百一系は、異なるものを同一と見做すことである。千三百一系は、異なるものを同一と見做すことである。千三百一系は、異なるものを同一と見做すことである。







(10)

既服前之印を一人に与り古し甚ゆる又ハ印を以て賤賤人ノ之を以て与ラせしむ

三 活埋ノ印を以て中納言殿ノ一主ノ一ツに与り又活埋せし處名ヲ印を以て與ル

三 活埋ノ印を以て中納言殿ノ一主ノ一ツに与り又活埋せし處名ヲ印を以て與ル

三 活埋ノ印を以て中納言殿ノ一主ノ一ツに与り又活埋せし處名ヲ印を以て與ル

三 活埋ノ印を以て中納言殿ノ一主ノ一ツに与り又活埋せし處名ヲ印を以て與ル

三 活埋ノ印を以て中納言殿ノ一主ノ一ツに与り又活埋せし處名ヲ印を以て與ル

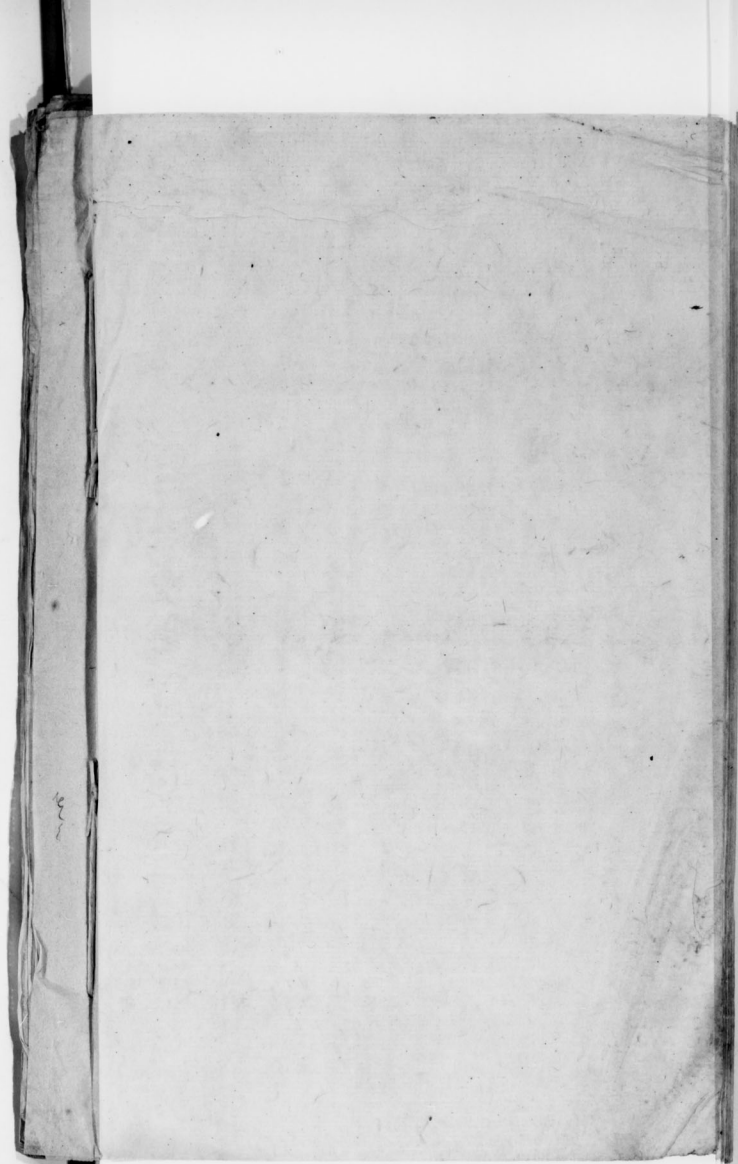
三 活埋ノ印を以て中納言殿ノ一主ノ一ツに与り又活埋せし處名ヲ印を以て與ル

三 活埋ノ印を以て中納言殿ノ一主ノ一ツに与り又活埋せし處名ヲ印を以て與ル

三 活埋ノ印を以て中納言殿ノ一主ノ一ツに与り又活埋せし處名ヲ印を以て與ル

三 活埋ノ印を以て中納言殿ノ一主ノ一ツに与り又活埋せし處名ヲ印を以て與ル





0146